

総務教育常任委員会資料

(令和5年6月12日)

陳情5年総務第18号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-18 (R5.6.8)	総 務	マイナンバーカードに係る意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 マイナンバーカードをめぐる各種の問題続発について、安全性を総点検し、再発防止を求める意見書を提出すること。</p>			
<p>▶陳情理由 マイナンバーカードをめぐる、問題が相次いでいる。 マイナポイントをめぐって、カードの持ち主ではない別人にポイントが付与されるケースが、97の自治体で121件確認されたと、令和5年6月1日に総務省が発表した。また、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写しや戸籍証明書などを交付するサービスをめぐって、今年3月以降、横浜市で10件、東京都足立区で2件、川崎市で1件、徳島市で1件など、別人の証明書が発行される不具合が相次いでいる。 個人情報漏洩もさることながら、場合によっては悪用もできてしまい、危険である。 さらに、厚生労働省は令和5年6月5日の参議院特別委員会で、本人が希望していないにもかかわらず、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されていたケースが5件確認されていることを明らかにした。 さらに、公金受取口座をめぐる、家族名義など、別人名義の口座が登録されたケースがおよそ13万件確認された。 マイナンバー制度に詳しい有識者も、NHKの取材に「13万件は決して小さな数ではない。システム上、本人以外の口座をはじくものを運用当初から設定していくべきで、そのように制度設計しておけば防ぐことができたのではないか」「ポイント事業による性急なカードの交付が1つのきっかけとなって、自治体の現場などでは人の手による対応が十分できなかつたり、システム上の十分なチェック期間がなかつたりしたことが原因ではないか」と指摘している。 このように、マイナンバーカードに関連する複数の問題が立て続けに報道され、これらの再発防止が急務である。 については、今の制度について、ミスがないかどうか安全性を総点検し、再発防止を求める意見書を提出することを求める。</p>			
<p>▶提出者 倉吉市 個人</p>			

現状と県の取組状況

総務部（デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課）

【現 状】

- 1 マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書としての利用のほか、印鑑登録証明書などの各種証明書の発行、健康保険証としての利用、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々な行政サービスを利用可能にするものであり、法令に基づき市区町村が窓口となって交付事務を行っているものである。（鳥取県内のマイナンバーカード申請率82.0%〔全国5位〕令和5年4月末時点）
- 2 本年5月以降、国や市区町村において、コンビニ交付システムの不具合や市区町村職員及び健康保険組合職員による手続き誤り等を原因とする不適切事案の発表が相次いでいる。（令和5年6月7日時点で公表されている主な事案）

<全国の状況>

（1）コンビニ交付システム関連

- ・他人の住民票が発行された事案 4団体14件（東京都足立区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、徳島県徳島市）
- ・廃印処理済みの印鑑登録証明書が発行された事案 4団体13件（埼玉県さいたま市、新潟県新潟市、熊本県熊本市、愛媛県今治市）
- ・旧住所の証明書が発行された事案 1団体9件（徳島県板野町）

（2）公金受取口座登録関連

- ・別人の銀行口座が紐づけされた事案 全国748件
- ・本人ではなく家族名義の口座で登録した事案 全国約13万件

（3）マイナンバーカードの健康保険証利用関連

- ・別人の情報が紐づけされた事案 全国7,312件
- ・本人の同意がないまま利用登録された事案 全国5件

（4）マイナンバーカードの発行関連

- ・別人の顔写真が入ったマイナンバーカードが交付された事案 2団体2件（三重県松阪市、岐阜県各務原市）

（5）マイナポイント関連

- ・マイナポイントが別人に付与された事案 全国97団体121件

<県内の状況>

（1）コンビニ交付システム関連

- ・利用者集中時に各種証明書の発行ができなくなった事案 米子市1件、境港市1件、琴浦町1件
- ・税証明書の発行ができなくなった事案 境港市1件
- ・印鑑登録証明書の印影が拡大されて交付された事案 境港市6件

（2）マイナポイント関連

- ・別人のキャッシュレス決済サービスが登録された事案 鳥取市1件

- 3 これらの不適切事案の発覚を受け、マイナンバー制度を所管する国において、以下の対策が講じられている。

<デジタル庁>

- ・不具合を発生させたコンビニ交付システム提供事業者に対し、一時的にシステムを停止し、総点検の実施を指示

- ・デジタル庁が所管する公金受取口座管理システムにおいて、公金受取口座の紐づけ誤りの総点検を実施
- ・市町村に対し、公金受取口座における登録手続支援時に紐づけ誤り事案に関する調査を実施
- ・市町村に対し、公金受取口座の登録を行う際の手続マニュアルの遵守を指示

<総務省>

- ・総務省が所管するマイナポイント申込手続支援システムの改修を実施（手続き中に本人確認を複数回実施する仕組みを実装）
- ・市町村に対し、コンビニ交付サービスに係る証明書発行サーバ及び関連システムの総点検の実施と必要な対応の指示
- ・市町村に対し、マイナポイント申込手続支援時における決済事業者紐づけ誤り事案に関する調査を実施
- ・市町村に対し、マイナポイント申込手続支援を行う際の手続マニュアルの遵守を指示

<厚生労働省>

- ・全国健康保険組合などに対し、保険加入者情報の登録を行う際の手続マニュアルの遵守を指示
- ・全国健康保険組合などに対し、マイナンバーに紐づいた保険加入者情報の総点検を行い、7月末までに結果報告するよう求めた。

【県の取組状況】

- 1 令和5年5月23日、河野デジタル大臣による全国的な不適切事案の公表報道を受け、同日中に県内全市町村のマイナンバー事務担当者を対象とした「マイナンバー事務のトラブル防止に向けた緊急担当者会議」を開催。以下の事項の徹底を確認した。
 - ・トラブル防止に向けた各種システムの点検及び不具合が発見された場合の必要な対策の実施
 - ・窓口対応マニュアルの遵守
 - ・トラブルの発生が確認された場合の対応手順の確認
- 2 トラブルが発生した市町村に対し再発防止に向けた助言を実施した。
- 3 令和5年5月30日、全国知事会長である平井知事らが、河野デジタル大臣及び松本総務大臣に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」を行った。

〔個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。〕
- 4 今夏、デジタル庁及び総務省に対し国要望を実施する予定としている。

〔マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、国、自治体及び事業者が一体となったチェック体制や、誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。〕

※参考法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（第4条 国の責務）国は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

（第17条 個人番号カードの交付等）市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第1項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。